

休眠預金等の活用を担当する大臣への就任に際しての
加藤大臣談話

2016年12月9日（金）

1. 総理の御指示により、本日より、休眠預金等の活用に関する事務を担当することとなりました。休眠預金等の預金保険機構への移管、預金者への返還に係る部分は金融庁が所管することになります。
2. 人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中、法律や予算制度に伴う制約などにより国や地方公共団体では対応困難な社会の諸課題が発生しております。
3. 預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金を、このような課題解決に取り組む民間の団体の支援に活用する形で国民一般に還元することで、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することが可能となります。また、民間における公益活動の担い手の育成や、民間資金の一層の活用に向けた呼び水につながるものとも期待されます。
4. 本法の公布を受け、内閣府所管事務の準備を遅滞なく進めるため、本日、はまだせいじ濱田省司大臣官房審議官（経済社会システム担当）を室長とする準備室を内閣府に設置したところです。
5. 担当大臣として、金融庁を含めた関係者とともに、制度の円滑な運営に向けて万全を期したいと考えております。

（以上）